平成２９年（フ）第２７２号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟302号
債務者　芝崎　貴司
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区24棟302号
債務者　芝崎　聖子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６５７号
北九州市八幡東区春の町５丁目６番２―301号
債務者　脇山　　葵（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１号
住民票上の住所　北九州市八幡東区帆柱３丁目１番４―203号
債務者　本田美由紀
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７２号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番６―301号
債務者　吉松　　愛
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８３号
北九州市小倉南区横代北町２丁目11番26号
債務者　一ノ瀬あゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３号
函館市高盛町５番14号
債務者　鹿内　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５５号
函館市山の手２丁目22番28号
債務者　下長根　毅
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３８０号
愛知県豊田市小坂本町５丁目８番地２　藤ビル501号
債務者　坂本　和弘
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２３１号
大阪府大東市南楠の里町14番26号　イーストコート202号
債務者　中村　駿太
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３１６号
大阪府枚方市上島東町１番４―108号
債務者　鎌田　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３３５号
大阪市西淀川区千舟２丁目５番24―402号
債務者　原田　　慎
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４９号
大阪市鶴見区諸口２丁目１番11号
債務者　勇　　義浩
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１０号
大阪府守口市八雲東町２丁目82番21―817号
債務者　久保　　彩
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１号
大阪府守口市藤田町３丁目12番11―205号、前住所大阪府守口市藤田町５丁目22番10―215号
債務者　富田　利画
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０４号
大阪市東成区大今里南６丁目24番20号
債務者　米田章美こと　張　　章美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６７１号
大阪府東大阪市下小阪４丁目６番12号　302号
債務者　木村　陽一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部